

「中小企業の振興に関するかごしま県民条例の一部を改正する条例」（案）
について

私たち，中小企業振興条例改正検討委員会は，平成27年12月8日に鹿児島県議会議長の命を受け，平成24年10月に議員提案により制定した「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」の改正について，関係団体等との意見交換や全県議会議員に報告し，その意見を求めるなどして検討を重ねてまいりました。

ここに，当委員会は，別添のとおり「中小企業の振興に関するかごしま県民条例の一部を改正する条例」として条例案を作成しましたので報告します。

鹿児島県議会議長 池畑 憲一 殿

平成28年3月1日

鹿児島県議会中小企業振興条例改正検討委員会

委員長	永井章義
副委員長	ふくし山ノブスケ
	伊藤浩樹
	大久保博文
	下鶴隆央
	小園しげよし
	まつざき真琴
	成尾春信

鹿児島県議会議長 池畑憲一 殿

報 告 書

「中小企業の振興に関するかごしま県民条例の
一部を改正する条例」(案)

平成28年3月1日

鹿児島県議会中小企業振興条例改正検討委員会

中小企業の振興に関するかごしま県民条例の一部を改正する条例（案）

中小企業の振興に関するかごしま県民条例（平成24年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業」の次に「・小規模企業」を加える。

前文第3項後段を削り、同項の次に次の2項を加える。

とりわけ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業については、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）が制定され、その経営状況に応じた事業の持続的な発展を図る必要がある。

これらのためには、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域社会づくりにつなげていかなければならない。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「商工会議所」の次に「商工会連合会、中小企業団体中央会、事業協同組合、商店街振興組合」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）」を「中小企業振興施策」に、「推進計画（以下）」を「推進計画（次項において）」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（小規模企業者への配慮）

第5条 県は、前条の基本方針を踏まえ、同条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を実施するに当たっては、小規模企業者の事業の持続的な発展を図るため、その経営に関する支援体制の整備及び円滑な事業の承継が促進されるよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。